

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 ポレール特許業務法人 様 あて名 〒103-0025 日本国東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番11号		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 26.06.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 PL9423PCT		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/017692	国際出願日 (日.月.年) 08.05.2018	優先日 (日.月.年) 27.09.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. C25D5/14(2006.01)i, B32B15/04(2006.01)i, C25D5/50(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社日立製作所			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 28.05.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 菅原 愛 電話番号 03-3581-1101 内線 3425	4E 5372

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
    - 紙形式又はイメージファイル形式
  - b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
  - c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
    - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	3-5, 7-8	有
	請求項	1, 2, 6	無
進歩性 (I S)	請求項	7-8	有
	請求項	1-6	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-8	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1：JP 6-200382 A (株式会社イナックス) 1994. 07. 19,  
**【特許請求の範囲】【0025】【表1】** 発明例C  
 文献2：JP 63-105990 A (川崎製鉄株式会社) 1988. 05. 11,  
 第1頁右下欄第10行—同欄第18行  
 文献3：WO 2006/043507 A1 (ヤマハ発動機株式会社) 2006. 04. 27,  
 [0071] — [0073] [図3]  
 文献4：JP 2001-279489 A (同和鉱業株式会社) 2001. 10. 10,  
**【特許請求の範囲】【0006】**  
 文献5：JP 59-050195 A (東亜合成化学工業株式会社) 1984. 03. 23,  
 第2頁右下欄第2行—第3頁右上欄第1行

a. 請求項1、2、6に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より新規性、及び進歩性を有しない。

(請求項1、2について)

国際調査報告で引用された文献1には、基体表面にセミブライトニッケル層(硫黄分：0.05%) 3µm+トリニッケル層(硫黄分：0.2%) 1µm+ブライトニッケル層(硫黄分：0.05%) 2µmを2回繰り返して施した後、クロムメッキ層を0.25µmの厚みで施した耐食性水栓金具が記載されている(特に、**【特許請求の範囲】【0025】【表1】**の発明例C等を参照。)と認める。

ここで、文献1の水栓金具において、セミブライトニッケル層とブライトニッケル層との間にトリニッケル層が形成されている。

そして、セミブライトニッケル層とブライトニッケル層とはいずれも0.05%の硫黄分を含んでいるから「硫黄含有ニッケル合金皮膜」に相当し、トリニッケル層は0.2%の硫黄分を含んでいるから「硫黄濃縮層」に相当するといえる。

(請求項6について)

文献1の水栓金具において、皮膜に熱処理を行っていないから、セミブライトニッケル層及びブライトニッケル層の平均結晶粒径は8nm以下である蓋然性が高い。

(→補充欄に続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

b. 請求項 3、4、6 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 より進歩性を有しない。

文献 1 の水栓金具において、耐食性を損ねない範囲内でニッケル層の厚さを調整することは、当業者が適宜なし得た設計的事項に過ぎない。

c. 請求項 5、6 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1、2 より進歩性を有しない。

例えば文献 2 に記載されているように（第 1 頁右下欄第 10 行—同欄第 18 行を参照。）、ニッケルの耐食性を向上させるために含有させる半金属として、リンと硫黄とが転用可能であることは周知である。

したがって、文献 1 の水栓金具において、ニッケル層に対して、硫黄と同様の効果を奏するリンをさらに含有させることに、格別の困難性は見出せない。

d. 請求項 7、8 に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、新規性、及び進歩性を有する。